

# 神戸市外国語大学 学術情報リポジトリ

## Theoretical confrontation on social constitution (1) : freedom and regulation

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2007-09-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 大島, 和夫, Oshima, Kazuo メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://kobe-cufs.repo.nii.ac.jp/records/584">https://kobe-cufs.repo.nii.ac.jp/records/584</a>

This work is licensed under a Creative Commons  
Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0  
International License.



# 社会編成をめぐる理論的対抗（その1）

—— 市場と規制 ——

大島和夫

はじめに

- 1 自由と規制
  - 2 新自由主義とは何か
  - 3 日本の現状
  - 4 日本の経済・企業システムの特徴と変化
  - 5 日本の資本市場における変化
  - 6 どのような福祉レジームを選択するのか（以上本号）
  - 7 法律学の課題
  - 8 21世紀の法システム
- まとめ

はじめに

日本の社会改造が大きな焦点となっている。政府は2006年の末に教育基本法を改正し、2007年の166国会では国民投票法や教育関連3法を成立させた。今後、憲法の改正も進めようとしている。この社会改造は、戦後日本の改革を支えてきた憲法や教育を改変することによって、自衛隊の海外作戦への参加や教育への国家統制を強め、今まで進められてきた福祉国家的な施策を見直すことを目指している。この見直しは新自由主義の考え方を基礎にしている。そこで、個別の政策の分析だけでなく、新自由主義と呼ばれる考え方についても分析し、それに対する理論的批判を試みる。<sup>\*1</sup>

---

\* 1 本稿は、民科法律の2007年秋の学術総会のシンポジウムをきっかけとして作成した。

## 1 自由と規制

近代市民社会が登場する前から、社会編成をめぐる理論の歴史があった。まずホップスの無制限の自由を制限する統治契約やロックヤルソーの社会契約論が登場した。これらに対してはヒュームが原始契約という思想を批判し、スミスが同感と利己心に基づく社会の構成を主張した。その後の社会編成論は、スミスの考え方である自然的自由の制度としての市場社会という考え方を基礎にして、基本的には市場の力を評価する自由主義の主張と国家・政府による規制を強化すべしという主張が繰り返し登場してきたといえる。<sup>\*2</sup>

しかし、市場の自律性を説くスミスでさえ、主権者の義務として防衛、司法行政、限定された公共土木事業をあげた。ただし、スミスは人間は全知全能ではないという基本認識から、社会の計画化に対しては批判的であった。<sup>\*3</sup> マンデヴィルもマディソンも同じである。<sup>\*4</sup>

規制を求める理由は時代と国によって異なる。スミスの時代には重商主義であったが、19世紀のドイツのリストに代表される歴史学派では自国の幼稚産業の保護であり、現代の福祉国家では、雇用の確保、分配の不公正の是正である。新自由主義が攻撃しているのは規制一般ではなく、この福祉国家を支える思想であるリベラリズムであり、「行き過ぎた福祉国家」である。

自由の価値が薄れたわけではない。問題はリベラリズムを批判する自由主義、いわば市場原理主義の自由である。私たちが目指す日本型リベラリズムと新自由主義との根本的な違いは、次の点の理解にある。自由な経済活動は適切な制度とルールに従うことによって初めて本領が発揮されること、さらには、適切な制度設計とルールの遵守を監視する政府は決して小さくないということである。

\* 2 間宮陽介『市場社会の思想史』中公新書（1999年）11頁以下。

\* 3 間宮・前掲書13頁以下。

\* 4 マンデヴィル、ヒュームから始まる自由論の流れについては、拙稿「社会編成の原理としての自由と私的自治」『市民法学の課題と展望』清水誠古希記念（2000年）参照。

社会編成を分析するときに、自由と規制という視角だけでは不十分ではないかという意見がある。自由と規制という論点は主に国家と市場を対象にした考え方であり、いわばその中間に存在する社会に対する分析が欠落する危険があると考えられる。これは、正当な指摘であって、本来的には市場のみならず社会に対する規制、さらには社会において自生する様々な組織や集団の行動規範も分析しなければならない。その意味では、本稿は、社会的な領域については不十分であって、もっぱら市場および社会の経済的側面について取り上げるにすぎない。ただし、日本の社会のいたるところに見られる集団主義、協調主義が、個人主義や自由主義と摩擦を生みやすいものであることは常に念頭におかれている。

## 2 新自由主義とは何か

### 1) マネタリストの主張

新自由主義の理論的基礎はミルトン・フリードマンに代表されるマネタリストの議論である。<sup>\*5</sup> フリードマンは、最低賃金制や女性の社会進出が失業を拡大していると主張し、失業を克服するためには、政府による行き過ぎた労働者保護規制をやめるように主張した。新自由主義が大きな力を持つようになったのは、1970年代に入って欧米で福祉国家のマクロ経済政策に対する疑問が強くなったこと、イギリスのサッチャー首相やアメリカのレーガン大統領が進めた経済政策が成功したことによる。彼らは、規制緩和による競争の促進、大幅な減税、福祉の見直しといった政策を行い、1970年代後半から80年代にかけて、最悪の状態にあったそれぞれの国の経済を立て直すことに成功した。<sup>\*6</sup> しかし、同時に所得分配の大きな不平等化が進行したことを橋木は指摘している。その結果、表面的には、経済の効率性と公平性がトレードオ

\* 5 Milton Friedman "The Role of Monetary Policy" *The American Economic Review*, Volume LVIII 1968, No.1.

\* 6 橋木俊詔『格差社会』岩波新書（2006年）157頁以下。

フの関係に立つように見える。しかし、機会の平等という観点から見た場合には効率性と公平性はトレードオフの関係に立たない。むしろ、公平性を増すことによって効率性も増すと考えられる。<sup>\*7</sup>

新自由主義は、20世紀の自由主義やリベラリズムが集産主義との対抗の中で積み上げてきた社会改良の努力を後退させるものである。もちろん、日本のような統制型の社会における参入規制の廃止の主張には正当性がある。しかし、社会保障や労働規制の分野における規制緩和は深刻な問題を生んでいる。

## 2) 影響力を強めた背景

資本主義の経済的、政治的リーダーの間において、1991年12月のソ連消滅以降、社会主義との対抗の必要性がなくなったことが、彼らの主張をよりエスカレートさせた。グローバル競争の中で、効率性のみを強調することができるようになった。もはや、競争の公正さや分配の不公正の是正を口にする必要がなくなってしまった。

新自由主義が影響力を拡大した背景には政治に対する国民の不信がある。国民が小さな政府に共鳴するとき、それが資源の効率的な利用に賛成するからというよりも、むしろ、肥大化した官僚組織や族議員らによる公金の私物化に対する不満からという方が、正確である。1990年代は政治腐敗が特に目立った10年でもあった。橋本内閣が96年の秋に構造改革、財政健全化、規制緩和（すなわち小さな政府）を打ち出すまでの政治情勢は、国民の不信が頂点に達していた。1988年に発覚したリクルート事件、92年8月の金丸信・東京佐川事件、1993年のゼネコン汚職事件、いずれも企業と政治家・官僚の不法な癒着が暴露された。反撥した国民は、93年8月に細川内閣を誕生させた。ところが、細川首相自身が佐川急便事件で94年4月に辞職を余儀なくされる。6月には自民、社会、さきがけの村山内閣で自民党が与党に復帰するが、

\*7 橋木・前掲書158頁。

1996年には現職の岡光厚生事務次官が社会福祉法人との癒着によって逮捕される。秋に橋本内閣が構造改革を打ち上げるのだが、橋本龍太郎自身が、91年10月に富士銀行不正融資事件に元秘書が関与したことにより大蔵大臣を辞任した経験をもっていた。

90年代の後半以降の国民の意識が、新自由主義のかかげる「小さな政府論」への支持に傾いた大きな原因は、間違いなく、政府、官僚への不信を基礎にしていた。<sup>\*8</sup>

### 3) 新自由主義の論点

新自由主義の主張は、経済学的にはケインズ理論に対するマネタリストの主張であり、政治的には、福祉国家を支えた理論であるリベラリズムに対抗する理論である。マルクス主義やナチス的な集権主義理論に対抗するものではない。

福祉国家・リベラリズムは、分配の平等を重視して、国家の介入を求める。その結果、大きな政府を招いた。従って、新自由主義による見直しは、結果ではなく機会の平等を重視し、国家の介入は機会の平等と最低限の社会保障に限られるべきだとし、小さな政府を標榜する。換言すると、自由を重視して、国家の介入を必要悪とみる。

新自由主義	リベラリズム
供給サイドの競争論	↔ 需要サイドのマクロ政策
小さな政府	↔ ケインズ流の大きな政府
政府の失敗を問題に	↔ 市場の失敗を問題に
残余主義	↔ 社会的シティズンシップ　社会保障、所得再分配

ポラニーやハイエクによれば、1929年から33年にかけて大不況を経験した市場社会と国家は3つの異なる道を選択した。社会主义、ファシズム、ニュー

\*8 政治不信が小さな政府を求めるについて、橘木・前掲書204頁以下、碓井敏正・大西広『ポスト戦後体制への政治経済学』26頁以下参照。

ディールである。

ナチスは、自己調整的市場は幻想であり、市場社会における自由は幻想であるとして、国家の目的をかけて個人的自由を制限した。一方、ニューディール及びそれを発展させた福祉国家は国民福祉の増大を掲げて個人的自由を制限した。ナチスは民族理念の実現者として国家の介入を正当化した。福祉国家は結果の平等の実現を求めて国家の介入を正当化した。いずれも、国家と個人の関係という形式的側面が共通している。<sup>\*9</sup>

新自由主義は福祉国家に対抗する理論であると同時に、ナチス的共同体主義にも対抗する理論ともなりうるが、現実には集産主義に対抗しているわけではない。

そうすると、新自由主義に対する批判は、単に国家と個人の関係という形式的側面をみるだけでは不十分で、社会編成のあり方について、経済的な分析を踏まえることが重要となる。具体的には、レーガノミックスや、サッチャーの民営化論を具体的に検討することが必要となる。

私たちの対抗理論は、自由の価値を疑うことでも、社会主義の青写真を描くことでもない。資本主義社会においても競争の公正さや分配の不公正の是正が大きな価値をもつこと、自由を保障するためにはルールを設定し、それを監視する機構を設けることが必要であること、政治家や官僚の不正行為を有効にチェックできる仕組みを工夫することである。政治不信がすぐに小さな政府に向かう国民の意識は危険なものであって、「自由と公正を保障する政府は決して小さくない」こと、日本社会においては、適切なルールの設定はまだまだ不十分であって、決して過剰な法化が問題となっているのではないかことを明確にしていく必要がある。<sup>\*10</sup>

---

\* 9 20世紀の社会主義については、それが社会主義理論の当然の帰結であるとは思わないが、権力者の独裁を制御する有効な仕組みをもたなかつたことは事実であり、社会編成という観点からみた場合に参考になる部分は少ない。なお、詳しくは拙稿『自由主義と社会主義』216頁以下参照。

\* 10 広渡清吾「日本社会の近代化と法化」丹宗・小田中編『構造改革批判と法の視点』3頁以下、特に17頁参照。

#### 4) 新自由主義による政策の評価－効率化原則の採用

私たちは産業組織における競争の機能と社会保障面における政府の役割を分けて考えるのが普通である。経済社会においても、生産財、消費財、労働力とそれぞれの市場に応じて、競争と規制を組み合わせて合理性を追求する。しかし、新自由主義的な考え方は異なる。少し長くなるが、八田達夫の考え方をみてみる。<sup>\*11</sup>

政府がいかなる形で市場機能を補完すべきかについて、基本的な政策評価基準として、経済学では効率化原則を、法学では既得権保護原則を採用することが多い。厚生経済学の基本定理では、「市場の失敗がなく、政府が市場に介入しない場合には、市場はパレート効率な資源配分を達成する」とする。このことから、「政府の役割は、再分配を行うことと、市場の失敗を取り除くことであり、それさえすれば、あとは市場に資源の配分を委ねるべき」ということになる。

現実の経済では市場の失敗や政府の失敗が非効率な資源配分を生みだしている。そのような非効率性を取り除く政策によって、すべての人々の生活水準を向上させることができるのであれば、その政策を実行すべきである。しかし、現実にはある人々の生活水準を引き上げても他の人々の生活水準を下げる、ということが避けられない。改革によって生活水準が上がった人達が下がった人達に対して補償を与えても、なお改革前よりも高い生活水準を維持しうるのであれば、この改革は効率的であるといえる。しかし、この場合に貧乏な人々がより貧乏になることに対して反対する意見がある。それらの意見は、公平性の基準を採用し、改革問題を資源の効率的利用ではなく、再分配の手段として考えている。公平性の基準は人によって異なるが、効率性の基準は客観的である。

補償原理に基づいた効率化においては、補償が実際に行われることは想定

---

\*11 八田達夫「効率化原則と既得権保護原則」福井秀夫、大竹文雄編『脱格差社会と雇用法制』所収。

していない。厳密な補償は実際には不可能だからである。このような場合の考え方には二つある。第1は、効率化原則で、「補償原理を踏まえて効率化する政策はすべて遂行する」というもので、一つ一つの改革の後では実行前に比べて生活水準が下がる人は数多く出るが、何十年かたった後では、大部分の人が得をするという可能性がある。したがって、やるのなら徹底的にいろんな政策ごとに効率化せよ、というのが効率化原則である。この原則は、長期にはすべての人の生活水準が上がる可能性があるとする。<sup>\*12</sup>

第2は、既得権保護原則である。これは、あらゆる人の現在の生活水準を絶対視して、誰かの生活水準を引き下げる政策はすべて拒否するという原則である。既得権保護政策の下では、一つ一つのプロジェクトが直ちにパレート改善するという幸運がない限り、いずれのプロジェクトも採用されず、初期の状態にとどまり続けることになる。したがって、効率化原則を採用することによって長期的にパレート改善する見込みがある場合には、「効率化原則は、長期的には既得権保護原則より望ましい状況を作り出す」と言える。

しかし、このような見込みについては当然に判断が分かれる。この判断は最終的には投票によって決められるべき価値観である。

古典派経済学の人々は、この「見込み」が成り立つことを当然視していた。個々の事業の便益の配分がだいたいにおいてランダムでさえあれば、政策体系全体による便益は、国のすべての地域のほとんどの人々の生活水準が改善されるように配分されることになろう。

経済で実現したすべての人の効用水準の組み合わせの社会的観点から見た望ましさを評価する関数を、社会的厚生関数という。効率化政策は部分的な採用では意味がない。効率化政策のすべてをパッケージとして受け入れることによって社会厚生が増加する。

現在の日本が、自由を尊重し政府による干渉を抑制する憲法をもっている

---

\*12 八田は、効率化政策のめざましい例として1960年代の初頭に行われた「石炭から石油への転換政策」をあげている。前掲書17頁。

ということは、自由の相乗効果が最終的には多くの人を望ましい状況にする  
という判断をすでに憲法がしていると見ることもできる。<sup>\*13</sup>

以上のように新自由主義による効率化政策の採用の主張は、全面的な採用であり、その効果は長期的観点からのものである。彼らが、法学者の公平性の基準に対して行う批判は、それが短期の利害に目を取られるということと、客観的でないということにある。

## 5) 新自由主義の政策への批判ー小さな政府・公共事業の民間化

小さな政府を要求する新自由主義は、当然に公共セクターが負担する仕事を縮小せよと求める。この公共サービスの民営化、NPMに対する主な批判は、「公共サービスを民間に委ねると儲かる部門や場所でしかサービスが提供されず、住民にとって困ったことになる」というものである。しかし、何が守られるべき公共サービスかは、実は難しい問題である。

公共性とはある事業が不特定多数の人々の利害に結びつくものであることを基本的な特徴としている。集合性という。経済学では、公共財の定義としては、さらに非排除性をあげる。<sup>\*14</sup>

ある事業またはサービスの提供について、民間の参入を認めるべきか、それとも公共セクターが担うべきかは、効率性の観点からだけでなく、再分配の観点からも判断されなければならない。<sup>\*15</sup> 公共サービス改革法の評価にもこの視点は重要である。

価格情報が市場における調整機能にとって重要であるという考え方からすれば、原則として民間の自由な活動を認めるべきである。公共部門やNPOは利潤動機がないために、価格情報の攪乱要因となる。しかし、そもそも所得再分配は権力的作用であって市場がになうことはできないし、市場の失敗

\*13 八田・前掲書6~15頁。

\*14 公共財を享受することから個人を排除することが困難かまたは不可能なこと、代表的な例は燈台である。

\*15 市場価格では財やサービスを購入できない人々を保護するということ。

に対する対応（環境や安全確保のためのサービス）や、純粹公共財の提供等については、コストを上回る利益が得られなければ民間は参入しない。問題は公共財である。基本的には市場で提供されるどのようなサービスにも公共性が存在する。食品、住宅、衣服、医療、教育などを考えれば明らかであろう。一方で、公共部門の財源には予算制約がある。そうなると、結局は、政治的システム（選挙とか住民投票等）を通じて、どの事業を公共が担うべきかを決定する（公共性の優先度をつける）やり方しかない。ただし、経済学的には、取引コスト、管理コスト、権威的分配コストの3者の比較すること、即ち「公共が担うことによるコスト」と「民間企業におけるエージェンシーコスト」を比較することによって、判断基準を提供することは可能である。

## 6) 間宮陽介の批判

間宮はバーリンの消極的自由と積極的自由の区別を踏まえて、古典派の自由論については高く評価する一方で、新古典派やマネタリストの自由論については厳しく批判する。<sup>\*16</sup>即ち、古典派の自由論は、自由をある種の強制のなかでのみ可能となることに力点を置いているとみる。これに対して、新古典派、マネタリスト、合理的期待学派の主張は、同じ消極的自由を主張するにしても、強制を極小にし、自由を極大化することに力点を置いている。市場に対してもそれを資源配分の機構として捉え、この機構がフルに機能するために自由が必要であるとする。これに対して、アダム・スミスは、市場を資源配分の機構として捉える以前に、一つの社会類型として認識しているとする。

間宮の指摘はドイツの民法学者のライザーとも共通している。<sup>\*17</sup>今日、私たちが強調している自由は、小さな政府において極大化されるべき自由ではなく、人間の尊厳を保障しうる福祉国家の社会編成原理としての自由なのである。

\*16 間宮・前掲『市場社会の思想史』170頁以下。

\*17 拙稿「近代市民法の理念と契約理論」法律時報66巻8号（1994年）34頁以下参照。

る。

間宮はさらに続ける。日本の社会という場合には、家族や村落共同体のような小さな社会ではないので、兄弟のような意識をもって社会を構成することは不可能である。では、お互いに見知らぬ人々から成る大きな社会（開いた社会）はいかにして可能か。ヒュームやスミスによって与えられたその答えが利己心であった。人々が自らの利益を追求するには自由が必要である。<sup>\*18</sup>ハイエクであれば、各人が自分の能力を発揮できる自由こそ、社会の進歩を保障しうる。しかし、自由は社会を成り立たせるための必要条件ではあっても、十分条件ではない。人々は相手の弱みにつけ込んだり、不正な手段を使おうとするかもしれない。そこで、スミスは、自由の他に不正な自由を制限するためのルールや法、正義や公正の観念等が必要になることを強調した。しかも、これらのルールや正義の観念は特定の人が押し付けるものではなく、歴史のなかで徐々に形作られてきたものでなければならない。<sup>\*19</sup>これはハイエクのいう自生的秩序にあたる。

### 3 日本の現状

#### 1) 構造改革をめぐる攻防

1996年秋の橋本5大改革から、構造改革の動きが本格化した。従来の日本の行政が大きな政府を生み、それが財政の赤字を拡大しているとして、小さな政府を目指す財政改革を中心に据えた。小泉構造改革では、資源を非効率な分野から効率的な分野にシフトさせるとして、リストラによる解雇を伴う創造的破壊を主導した。これらの改革は、産業構造の転換だけでなく、日本型の経営や雇用慣行についても、アメリカ型への移行を望ましいものとして主張した。しかし、従来の行財政の改革や日本型の経営の見直しは、一体、

---

\*18 間宮・前掲書171頁以下。

\*19 間宮・前掲書173頁。

誰が中心になって要求してきたのか。第1は、財界であろう。ところが、それに劣らぬ推進勢力がアメリカ政府なのである。構造協議、包括協議、84年日米円ドル委員会報告などは、日本の構造改革への強力な圧力であった。ただし、日本の与党内部においても、アメリカ政府内部においても、必ずしも構造改革で1本化されているわけではない。

日本の内部では、伝統的統制派（いわゆる官僚と族議員）が構造改革派と対抗し、アメリカ追従であるとか、財界の利益擁護であると批判する。アメリカもクリントンの包括経済協議は保護貿易を主張するものであったが、共和党のブッシュは自由貿易を標榜している。従って、現在の構造改革は、政治のレベルでも決して一枚岩の勢力によって進められているのではなく、せめぎ合いが続いている。しかし、2005年9月11日の衆議院選挙において構造改革派の議員が圧倒的な勝利をしたことを見ても、国民の多くは構造改革（この選挙では郵政の民営化）に期待を寄せていることが分かる。

この背景には、国民の政治に対する不信とメディアによる国民の関心の操作があるように思われる。例えば、拉致問題、公務員の不祥事、自治体の事件、学校におけるいじめと自殺、スポーツ、皇室関係等は視聴率がかせげることもあって頻繁に報道されるが、構造改革の内容については、十分な解説が行われていない。メディアが総合的なニュースを提供することが任務だとしても、国民生活に関する政治的事件や法制度に関するニュースは、NHKを除いてほとんど提供されていないのが現状である。

## 2) 日本の法制度の構造変化と新自由主義との関係

現在の日本における立法の焦点が憲法改正であることは否定できない。焦点は第9条であるから、問題とされているのは日本の安全保障のあり方である。日本の安全保障を日本国民自身の手で実現すべきであることは疑いがない。そうだとすると、現在行われている憲法改正論議が、本当に日本の安全保障に結びつくのどうかが最大の論点である。

率直に言って、現在の日本の安全保障政策はアメリカの強いヘゲモニーの下にある。日本の政府が独立して方針を決定することはできない。さらに、安全保障以外の分野についてもアメリカから出される規制緩和等の構造改革要求に従わざるを得ない状況にある。

ところが、新しく登場した安倍内閣は、小泉内閣以上に「愛国心教育」を強調し、「美しい国、日本」を讃美する。これは、愛国心とか教育基本法改正を主張することによって、あからさまな対米従属を隠そうとしているのではないかと思われる。<sup>\*20</sup> 私はこれを「愛国心の消極的利用」と呼ぶ。

新自由主義的改革がアメリカの要求に基づくものであるなら、憲法改正や教育基本法の改正とは結びつかない。自衛隊の海外派兵をアメリカが求めたとしても、それは軍事上の戦略によるもので、新自由主義によるものではない。ということは、アメリカの日本に対する改革要求は、新自由主義的な市場・社会保障改革と、軍事戦略的な軍事同盟の強化という2本の柱を組み合わせたものとみることができる。

このことを踏まえて個別立法の内容を検討するとともに、「規制から契約へ」の流れを正確に理解することが必要となる。「契約」とか「商品化」は、ブルジョア・イデオロギーだという認識にとどまったままでは、現在進行している事態を理解することは難しい。現在進行している法制度の改革が新自由主義に基づくものであるならば、私たちはそれに対抗する理論、対抗する提案を構築しなければならない。

### 3) 単純な2項対立からの脱却

20世紀の社会編成における自由と規制をめぐる議論の流れを図式化して並べると以下のようになる。18世紀の末から19世紀のはじめにかけて成立した近代市民社会は、①国家と社会の分離、小さな政府、公法と私法の分離、個

\*20 2006年秋の民科法律の学術総会で松宮孝明が「愛国心とか教育基本法改正とか言っているのは、あからさまな対米従属を隠すためではないのか」と指摘した。

人主義の尊重と中間団体の抑制という思想を持っていた。しかし、19世紀後半の恐慌と独占の形成に対して、市場における自由への懷疑が強まり、②社会主義の思想が強くなった。第1次世界大戦と世界恐慌を経て、ドイツ、イタリア、日本では③国家主義・全体主義の思想が高まった。しかし、アメリカやイギリスでは、戦時動員体制をとりながらも全体主義の思想は高まらず、30年代を通じて④リベラリズムの思想が高まった。第2次大戦後は、アメリカの圧倒的な経済力を背景に自由貿易体制が構築され、1970年代まで自由主義陣営においては、福祉国家的施策が発展させられた。②社会主義の思想は、戦後は植民地運動と結びついて資本主義の発達していない地域にも拡大したが、1980年代でそのほとんどが姿を消した。<sup>\*21</sup> 1980年代に入るとオイルショック後の資本主義世界において、経済成長が停滞し、財政の赤字が拡大し、国民負担が増加する中で、福祉国家政策の見直しが呼ばれるようになる。⑤80年代のイギリスとアメリカにおいて、新自由主義が大きな力を持つようになり、小さな政府が求められ、規制緩和が進められた。

私たちは、以上の流れの中で、自由と規制の意味を考えなければならない。国家の統制や規制に反対して市場と競争の役割を強調することが、なんでも新自由主義につながるわけではない。新自由主義とは、リベラリズムや福祉国家への対抗理論として構築されたものである。多くの経済学者が指摘するように、近代市民社会においては、常に市場の自由と国家の規制が順番に強調してきた。<sup>\*22</sup>

現在解決が迫られている課題は、1930年代のような「市場の自由か、それとも計画的な経済か」ではなく、「市場の自由と規制の調和」である。換言すると、市場の失敗と政府の失敗の双方に配慮した制度の設計なのである。

---

\*21 中国やベトナムは社会主義体制を維持しているが、市場経済体制に移行し、生産手段の私的所有を事実上認めているので、従来の社会主義と同じように見ることはできない。

\*22 間宮・前掲書31頁以下。

#### 4) コーポレート・ガバナンスの議論の背景

コーポレート・ガバナンスの議論の背景には日米の貿易摩擦がある。アメリカは、自国の大額な貿易赤字が、自国の産業の活力の弱さにあることを認めず、日本や中国が不公正な貿易を行っていることが原因だと繰り返し主張している。そして、不公正を是正するために、相手国の内部における不公正な取引慣行（談合、カルテル、低賃金や社会保険料の負担逃れ）の是正を求める同時に、アメリカ企業への市場開放を要求してきた。コーポレート・ガバナンスもその文脈で見る必要がある。

一般には、グローバル競争の中で、従来の日本型経営（メインバンク型ガバナンス）と日本型雇用慣行が適切でなくなったと思われているが、本当にそうだろうか。アメリカ型コーポレート・ガバナンスは、そんなに優れており、かつ日本に適合的なのだろうか。

メインバンクによるチェックを中心とした従来の日本型経営をJモデルと呼ぶことにしよう。Jモデルは、長期的利益（マーケットシェアの拡大）を重視して、設備投資に力を入れ、メインバンクや従業員と良好な関係を築いてきた。これに対しアメリカ型（Aモデルと呼ぶ）は、株主への配当を重視して、短期的利益を追求してきた。Aモデルでは、株主への配当が少なければ株価が下落し、その企業はTOBの危険にさらされる。企業価値が高いにもかかわらず株価が低いということは、その経営者が無能な証拠であり、TOBによって追放される。こうしてAモデルでは、資本市場が経営者を淘汰するのである。従って、M&A、TOBは好ましいことであり、法制度はM&AやTOBをやりやすくするように設計されねばならない。

Jモデルでは、経営の安定性は銀行によってチェックされるのに対し、Aモデルでは、株式市場、特に機関投資家によって判断される。これらは一見すると全く異質のように見えるが、実は資金提供者（所有者ではない）が監視者となる点では、いずれも同じなのである。日本の資本市場はアメリカと比較すると整備が大きく遅れているが、一方で企業は長期的関係を重視して、

内外に良好なシステムを構築していた。従って、Jモデルに合理性があったのであり、その事情は現在も大きく変化していないと考えられる。<sup>\*23</sup>

## 5) 構造改革を進める法律の制定

2006年は、小泉構造改革の総仕上げの年であった。164国会で、行政改革関連5法案を始めとして重要な法律が次々と制定された。行政改革推進法は、5年間で国家公務員を5%以上削減し、2008年度には政府系金融8機関を1つに統廃合することを決定した。公共サービス改革法は公共サービスの分野で公共と民間の競争を導入した。一般法人法は一般法人の設立を準則主義として、民法から管轄を移転した。独立行政法人など近時の法人制度の変化はきわめて重要で、今回の法改正により一般財団法人が承認され、登記だけで設立できる非営利法人と首相の選任する公益認定委員会の認定により税制で優遇される公益認定法人が創設された。医療制度改革関連法では70歳以上の医療費を2割負担にするとともに、75歳以上の高齢者医療制度を設ける改革が行われた。

農政改革関係法では、競争力のある農家の育成を計るとして一般的な価格保障制度を廃止し、特定の農家に限った品目横断的経営安定対策を導入した。その他にも、金融商品取引法の制定、消費者契約法の改正（適格消費者団体による差し止めの導入）、まちづくり3法の制定などが行われた。

これらの法律はその全てが否定的に評価されるわけではない。例えば専業大規模農家の育成は今後の日本の大きな課題である。医療制度の改革や社会保障財源の見直しも避けて通れない。ただし、そのやり方には大きな問題が含まれている。例えば農業における新しい価格保障制度は中小の兼業農家に対する配慮が欠けているし、医療制度改革も国民健康保険の負担に苦しんでいる人々への配慮が欠けている。

---

\*23 ロナルド・ドーア『日本型資本主義と市場主義の衝突』も同じ主張をしている。

## 4 日本の経済・企業システムの特徴と変化

1920年代の後半から1980年代末までの日本は統制型経済の下にあり、人々は政府による規制と保護を受けていた。このように長期にわたって統制が継続され得たのは、社会のレベルにおいて日本人の集団主義・家族主義があつたからである。この統制型のシステムから現在の市場重視型システムへの変化を、大きく3つにまとめることができる。

### 1) 株式の所有構造における変化

1945年の終戦後、GHQによって財閥保有株が強制的に抛出させられ、それが市場に放出されて、大量の個人株主が登場した。しかし、60年代に法人所有が進むと株式の相互保有を通じて企業グループのつながりが強化され、メインバンクを中心として長期的関係を重視する日本型ガバナンスが確立し、80年代には日本型経営が内外から高く評価された。ところが、バブルの崩壊後、90年代に入ると自信を喪失し、相互持ち合いの解消や銀行の保有株式の制限が進められるようになった。現在では、機関投資家と外国人による保有が増加している。このことが、Aモデルをよしとする人々のひとつの論拠になっている。

### 2) 資金調達構造の変化

80年代までの間接金融中心・銀行による長期資金の提供は、メインバンクが貸出先の経営をチェックする仕組みを作り上げた。しかし、70年代の後半からは優良な借り手である大企業が、設備投資の資金を借り入れではなく、資本市場で株式や債券を発行することによって直接調達するようになり(直接金融の増加)，銀行は優良な借り手を失うようになった。このことが80年代に銀行が株や土地に手をだすようになったひとつの原因である。今後、資金調達構造が元に戻ることはなく、銀行は、貸出しのみに頼るのでない、

総合的な経営が求められている。その能力を形成するためには、従来の護送船団方式と手を切らなければならなかつたことは明白である。

### 3) 雇用慣行の変化

日本型雇用慣行（終身雇用、年功序列、企業別組合、OJT）は1920年代の後半から登場したと言われている。それが、1960年代の高度成長を経て、会社本位主義と呼ばれる風潮を作りあげた。従業員の中から、会社のために努力し成果をあげたものが経営者に抜擢され、経営者は従業員や労働組合の要求に対して、それなりに答えてきた。しかし、競争のグローバル化の中で、経営者達はAモデルへの転換を主張し、従業員よりも株主を重視する姿勢に転換した。1995年に日経連から出された「新時代の『日本の経営』」という文書は、労働者を3種類に区分して、正規職員は長期蓄積能力活用型に限定することとし、雇用柔軟型の比重を拡大することを打ち出したのである。これは、賃金コストの低下を生んだだけでなく、会社本位主義の意識を大きく低下させることにもなった。ただし、成果主義や業績給の導入、JモデルからAモデルへの移行が、実体を伴っているのかどうかは疑問である。

## 5 日本の資本市場における変化

労働者や消費者等のいわゆる生活者の利益にとって資本市場のあり方が無関係とすることはもはやできない。比較的単純な企業の仕組みで間に合った間接金融中心の時代は、1980年代に終わった。現在の複雑な資本市場のあり方に対する正確な認識、すなわち経済的土台の正確な認識が求められている。それなしに上部構造の変化を理解することは難しい。

### 1) 投資家と株主の保護—3つのルールの整備

「資本市場はブルジョアジーの支配の道具であるから、aufheben しなけ

ればならない」という意見があるが、家計における金融資産が1500兆円も存在する社会で、資本市場なしにやっていくことはできない。むしろ、投資者が安心して投資できる資本市場、企業が安全に資金を調達できる資本市場を、どのようにして構築していくかということが求められており、そのために、どのような資本市場法を整備しなければならないのかが求められている。資本市場や株式会社の法制度は、国民が適切に監視していかないと、従業員や個人投資家が「食い物」にされてしまう危険が常に存在するからである。

市場におけるルールの整備の方向は、3つに分けることができる。第1は、資金調達の効率化、公正さを確保することであり、社会経済システム面の整備といえる。第2は、投資家保護のためのルール作りであり、契約の公正さを確保するための情報開示義務や適合性の原則の確立である。第3は、企業の経営戦略がルールに則ってスムーズに進められるための整備で、M&Aのルール化が中心となる。

## 2) 実物経済市場及び金融市場の変化は単純ではない

- (1) 製造業における競争力の強さは変化していない。ただし、重厚長大から自動車、IT、電子部品へと業種は大きく変化している。<sup>\*24</sup>同時に、モノだけでなく、知的財産権の比重が高まっている。
- (2) 金融市場にはグローバル化への対応と同時に特殊日本的事情も存在する。それは国債の大量発行による国債流通市場の登場により金利が極端に下げられたことである。2004年度末の国債の発行残高は499兆円で、GDPの100.6%である。政府はこの利払いのために長期金利をきわめて低い水準に据え置いている。

公定歩合は、デフレ経済に活気を与えるために低い水準におかれている。しかし、政府自身が認めているように、2002年2月から景気は拡大している。

---

\*24 藤本隆宏『日本のもの作り哲学』日本経済新聞社（2004年）、伊丹敬之+伊丹研究室『空洞化はまだ起きていない』NTT出版（2004年）参照。

にもかかわらず、公定歩合は95年に0.5%，99年にはゼロになったあと、2006年7月までゼロ金利状態が続けられた。<sup>\*25</sup>ひとつの原因が国債の利払いの負担を減らすことにあることは明らかである。<sup>\*26</sup>その結果、銀行の預本金利が限りなくゼロに近づき、国民の多くが預金から投資へと資産を変化させた。最近では投資信託の人気があがっている。税制も投資に有利に変更された。

### 3) M&A の評価

資本市場が経営者を評価すべしとのAモデルからすれば、M&Aの隆盛は好ましい。TOBが頻繁に発生する資本市場は好ましいことになる。しかし、Aモデルには大きな欠点がある。企業は本質的に自己に不利な情報を流さない。株式市場には本来、客観的な情報が流れにくいのである。むしろ、エンロンやワールドコム事件に見られるように常に株価操作の危険がある。<sup>\*27</sup>業績を良くみせたい会社は従来は子会社を設立して不良資産を移転させていたが、1998年以降はSPCの設立が容易となり、連結決算でも表面化しない形で不良資産を移転できるようになったことが、問題を複雑にしている。

SPCの設立は1998年のSPC法の制定によって容易となり、2000年5月に改正されて、流動化の対象となる資産がそれまでの不動産、指名債権などから財産権一般に拡大され、最低資本金も300万円から10万円に引き下げられた。さらに登録制から届け出制に変更され、流動化の仕組みとして信託も利用できるようになった。投資家保護の枠組みも設けられたが不十分である。2006年12月に発覚した日興コーディアル・グループの利益水増し事件も、日興の投資子会社である日興プリンシパル・インベストメントが、SPCを利用した事件であった。

\*25 従来は公定歩合が金融政策の主要な手段であったが、1998年9月からは政策金利として無担保コール翌日物金利が用いられている。

\*26 ただし、神野直彦が指摘するように、2004年12月末で、国債の40.8%は政府等が保有し、15.6%は日銀が保有していることに注意。『希望の構想』37頁。

\*27 アメリカ型に対する表面的な模倣について鋭い批判をするものとして、岩原紳作「会社法改正の回顧と展望」日本私法学会シンポジウム2000年資料『会社法改正』特に5頁、9頁以下。

少なくとも今までのところ、日本では敵対的TOBは成功していない。資本市場が経営者をチェックするというのは、本来は敵対的TOBを通じてのことであるから、日本では資本市場によるチェックは、今までのところ機能していない。さらに、村上ファンド等の投資ファンドの利益の挙げ方を見ると、買い集めた株を高値で買い取らせるというものである。従って、日本で現実に生じている投資ファンドの行動は、決してAモデルに即したものではない。ただし、経営者が株主に敏感な経営に移っていることも事実である。

財界や政府が期待した方向にM&Aが動いていないということは、日本においては依然として、経営者をチェックする方法として、証券取引等監視委員会などの公的機関によるチェック、長期的関係に立つ資金提供者（代表的なものは銀行）によるチェック、そして内部にいる従業員による告発が、重要なことを意味している。

#### 4) 会社をめぐる法律の評価が重要である。

2006年に施行された新しい会社法をはじめ、ここ10年ほどの間に重要な法律が次々と制定された。<sup>\*28</sup> 本稿では、紙数の制限があるので、別の機会に回すが、金融商品取引法、SPC法、信託法について評価と批判をおこなわなければならない。

関連して、法人税制や投資優遇税制の評価も必要である。さらに雇用の弾力化を進める労働法制への批判、労働契約法の評価も重要である。最後に、1989年4月の証券取引法の改正で刑事罰が導入されたインサイダー取引についての分析と評価も重要である。

#### 5) 資本市場の整備は必要である。

資本市場の整備が必要であることは間違いないが、十分な手立てをせずに

\*28 会社法については岩原紳作「新会社法の意義と問題点」日本私法学会シンポジウム2006年資料『新会社法の意義と問題点』(商事法務1775号) 4頁以下参照。この私法学会のシンポジウム資料に掲載されている他の論文も重要である。

表面的にAモデルに従って、規制を緩和したり、新しい手法を導入することは問題である。ほとんどが同族会社である日本の非公開会社の実態を見れば、取締役の選任権に関する種類株式制度は廃止すべきであるし、ストックオプションも見直すべきである。労働法においてもホワイトカラーイグゼンプション等は日本の労働市場でとても適合するとは思えない。

Jモデルに即した形で、日本型の資本市場の整備を構築していく必要がある。ただし、このことは、今までのJモデルに見直すべき点がなかったということではない。見直しの視点を、無条件にAモデルに置くべきでないと主張しているのである。

## 6 どのような福祉レジームを選択するのか

### 1) G. エスピニン-アンデルセンによる3つの福祉レジーム

20世紀の末から社会システムをめぐってこれまでなされてきた議論を次の4つにまとめることができる。

- ① 資本主義のあり方をめぐるミシェル・アルベール「資本主義対資本主義」の議論。<sup>\*29</sup>
- ② 企業の編成原理、コーポレート・ガバナンスをめぐるもの。<sup>\*30</sup>
- ③ 資本と労働のあり方から、コーポラティズムをめぐるもの。
- ④ 福祉社会についてのアンデルセンの分析。アメリカ型を残余主義と位置づける。

とりわけ、アンデルセンの議論は興味深い。彼は、ヨーロッパ、北米、日本の社会を、工業国家からポスト工業国家へ移行していると位置づけ、それ

---

\*29 ミシェル・アルベール『資本主義対資本主義』竹内書店新社（1996年、原著は1991年）

\*30 拙稿「日本の企業システムを支えるルールはどうなっているか」『前衛』2005年9月、10月号参照。なお、青木昌彦『経済システムの深化と多元性』東洋経済新報社（1995年）、青木・奥野・岡崎編『市場の役割・国家の役割』東洋経済新報社（1999年）は、比較制度分析について、情報の共有形態に基づく分析を行うなど、意欲的な試みを展開している。

ぞれの福祉資本主義のあり方を比較分析した。<sup>\*31</sup>

ポスト工業国家に移行したと判断する基準は、製造業が限界に達することと雇用の減少、生産のサービス化、教育の拡大、福祉需要の拡大である。それらの国を、3つのモデルに分類した。

- ① 社会民主主義モデルー高度に脱商品化した福祉国家。普遍主義的な連帯の原理をもつ。典型はスウェーデン。
- ② 保守主義的なコーポラティズム型福祉社会。保険原理を基礎とし、カトリックの補完性がある。典型はドイツ。
- ③ 自由主義福祉国家レジーム。個人主義的で残余主義（真の困窮者に限定）に立つ。典型はアメリカ。

日本型福祉国家の構造特性を、保守主義的な「ビスマルク型」レジームと自由主義的残余主義との混合物であるとする。その制度デザインは、「日本型コーポラティズム」である。<sup>\*32</sup>

岩井克人も、同じように現代の日本をポスト産業資本主義ととらえる。日本などの先進国は、産業資本主義の発展により、農村の過剰人口が消滅し、安い賃金で労働者を雇うことが困難になってきた。日本の高度成長の終焉は、この農村の過剰人口の消滅によるものであり、機械制工場生産の限界に達したものである。そうなると、どん欲に高利益または低成本を追求しなければならないし、高付加価値のものを生産し、製品の差別化をはからなければならない。これは、ポラニーの言う「悪魔の引き白」であって、どの企業も常に新しいものを求めて努力しなければ市場の中で生き残れないということである。シュムペーターは、それをイノベーションと言い、資本主義は創造的破壊の過程であると指摘した。

20世紀の産業資本主義は、重化学工業化であり、巨大な固定費用を必要と

\*31 G.エスピニン・アンデルセン『福祉資本主義の3つの世界』(2001年、原著は1990年)、特に232頁以下。その後、批判に答えて『ポスト工業経済の社会的基礎』(2000年、原著は1999年)を公刊している。

\*32 G.エスピニン・アンデルセン前掲書、序文8頁。

し、熟練労働者を必要とした。専門的経営者も必要となった。これらは組織特殊的な人的資産であった。日本の経営やドイツ的経営は、このような組織特殊的人的資産の育成にとってきわめて好都合だった。終身雇用制、年功序列制、企業内組合そして小池和男が指摘したOJTも、このような組織特殊的人的資産の育成にとって有利なものであった。そのことの意味を忘れてはならない。岩井によれば、ポスト産業資本主義においては、カネの価値が下がってヒトの価値が高まる。その意味でも、アメリカ型の株主主権論は間違いであるとする。<sup>\*33</sup>

アンデルセンは、現代は経済や社会において根本的な再編が進行中であるとし、その変化を理解するうえで、福祉国家レジームの類型こそ有益な出発点になるとして、次のように分析した。

ポスト工業化社会における雇用の問題については、従来、エンゲルの法則とバウモル・モデルが出発点になっていた。エンゲルの法則では、国民が豊になるにつれ、消費は基本的な必需品からレジャー・サービスのような奢侈品に移るとされる。従って、基本的生活財の縮小によってあふれた雇用は、レジャー・サービスなどの産業に吸収されることになる。バウモル・モデルは、製造業の生産性が高まる結果、労働力の過剰が生じ、あふれた労働力をサービス部門が吸収するとしても限界があるとするもので、その理由はサービス部門の生産性の上昇率の低さに求められる。サービス部門においても生産性の高い製造業の賃金に近づいていくことから「高コスト体質」が生じるとする。このように、ポスト工業化社会における雇用の問題については、「製造業からサービス業へ」という流れと「サービス部門の労働の高価格化」という流れが共通理解であった。<sup>\*34</sup>

これを体現しているのがアメリカとされ、福祉国家のあり方という観点から説明すると、アメリカの市場原理が方向付けた軌道は、明らかに福祉国家

\*33 岩井克人『会社は誰のものか』平凡社（2005年）40頁以下参照。

\*34 G.エスピニン・アンデルセン『福祉資本主義の3つの世界』205頁。

とそぐわないようにみえた。アメリカ型軌道の特殊性の多くは、福祉国家の残余主義と直接的に結びついている。従って、ヨーロッパ型とは異なるというわけである。

しかし、アメリカ型の発展の背後には一般に言われているものとはかなり異なった実体がある。1960年から1984年にかけてアメリカで生み出されたすべての雇用の中で「娯楽」サービスはわずか16%を占めるのに対し、事業・製造業は23%を占め、社会・教育サービスは30%を占めている。職種でみると「ジャンク・ジョブ」は雇用増全体のうちわずか12%を占めるのに過ぎないのに対し、専門・技術職は24%を占めている。多くの社会サービスも、特に教育は公共セクターによって促進されてきた。1960年代後半まで、公共セクターの社会福祉雇用はスウェーデンよりもアメリカの方が大きかった。

民間セクターにおいては、社会サービスや製造サービスにおいて、膨大な、質の高い仕事が新たに生まれた。アメリカ型システムにおいては、「民間」市場という場において、民間と公共のユニークな相互作用が重要となっている。

管理やビジネスサービスについて言うと、ヨーロッパにおいて福祉一国家複合体の一部を構成するものが、アメリカにおいては企業そのものの中に吸収されているという仮説である。このことは、フリンジ・ベネフィット管理や人事管理に影響を与えている。

アメリカ型福祉国家の2つの特質がこの種の企業管理主義を推進している。第1に、公共セクターによる適切な給付やサービスに欠けているということは、それらが賃金交渉の対象となることを意味する。第2に、企業は直接賃金として支給する代わりにフリンジ・ベネフィットを支給するように奨励されることから、最終的には相当な法定外の間接賃金コストを負担する。

この結果、ヨーロッパでは福祉国家のスタッフとなる人々の多くが、アメリカにおいては、マネージャーであったり、ビジネスサービスに従事することになる。例えばアメリカでは100万人以上の人々が人材派遣業に雇われて

<sup>\*35</sup> いる。つまりヨーロッパでは行政サービスまたは保険事業にあたるものが、アメリカでは企業内のサービスまたは契約によって担われている。

同様の論理は、医療、教育、その他殆どの民間部門の社会サービス雇用にあてはまる。租税構造は、直接的な助成金と相まって、大規模なサービスシステムを生みだし、雇用を拡大している。<sup>\*36</sup>

特殊なアメリカ型の福祉国家の役割は、女性や黒人の雇用を顕著に改善した点に最も良く確認できる。アメリカ型の制度では、平等な機会や雇用の保障といった高貴な理想を市場が支持するように奨励される。そこから、アファーマティブ・アクション (affirmative action) や機会均等法が生まれてきた。たしかに機会均等型のアプローチは、政府と契約のある会社や組織にしか適用されない。しかし、その他の会社も市民に対するイメージ作りや CSR の風潮の中で、このような理想と無縁ではない。

アンデルセンは、ポスト工業化社会における階層化を研究することは、潜在的なコンフリクト構造を明らかにすることだとしている。60年代のポスト工業化理論の第1世代の論者たちは、全般的な非熟練化とプロレタリアート化の方向か、それとも単調労働が縮小し専門的職種が高度化していく方向か、どちらかに収斂すると予想して議論していた。しかし、アンデルセンによれば、階層化に関して3つの独自の形態が現れ、3つの質的に異なったコンフリクト構造が生み出されるのではないかという仮説を提示している。これは、経済学における比較制度分析の主流的な考え方にも一致している。

スウェーデンでは、これまで福祉の産業化と女性の進出を進めてきたし、現在は専門職化を顕著に進めると同時に貧しい仕事を縮小しているので、第1世代の予測した後者の方向に進んでいるように見える。しかし、アンデルセンによれば、ジェンダーおよびセクターを基礎として深刻なコンフリクトの生まれる可能性が高い。福祉国家の雇用を維持させるためには、政府は公

---

\*35 アンデルセンが述べているのは、この本が出版された1990年当時の状況である。

\*36 私の見るところ租税構造や国民負担率などは日本もアメリカと近い。

務員の賃金の適正化を要請しなければならなくなる。スウェーデンの労働市場において最も深刻なコンフリクトは、1980年代では公共セクター労働組合と民間セクター労働組合との間で起こった。さらに、政府機能の肥大化をどう制御するかも大きな問題である。

ドイツのポスト工業主義は雇用拡大なき成長である。最も拡大しがちなのは、「インサイダー・アウトサイダー」現象による分裂であるように思われる。インサイダー・アウトサイダー問題とは、団体交渉が仕事に就いている者だけのために行われ、アウトサイダーに対する雇用拡大を犠牲にして賃金の極大化を追求するというものである。従って、減少しつつあるが高度に生産的な労働力が、増大しつつあるが非生産的なアウトサイダー人口を扶養することになる。

主婦を養うために男性の賃金労働者は高い手取り給を当てにしなければならない。福祉国家の受益者を養うために、労働者は重税を支払わなければならない。ここに、コンフリクトの軸が生まれる最大の可能性がある。アウトサイダーが仕事に参入しようと思っても参入できない仕組みになっている。雇用が資産の性質を帯びるようになっている。インサイダー・アウトサイダー軸のもうひとつの側面は、縮小しつつある活動的な労働力が、膨張しつつある余剰人口のコストを負担することを強いられるのなら、租税に対して反感を高める可能性があることである。同じような可能性として、外国人労働者に対する敵対的、差別的な態度が高まる可能性もある。このようにドイツ型の軌道は、2面的コンフリクトの危険にさらされ、そこでは階級は、仕事を持つ者であるかアウトサイダーであるかという形で決定されている。

最後に米では、ポスト工業化段階でのコンフリクトの軸は、容易には認識できない。<sup>\*37</sup>

以上がアンデルセンの分析の概要である。

---

\*37 G.エスピニン-アンデルセン『福祉資本主義の3つの世界』236頁以下。

## 2 ) ポスト工業経済の社会的基礎

アンデルセンは、『福祉資本主義の3つの世界』に対して出された疑問に答える次の著作の中で、ポスト工業経済の社会における福祉レジームを分析して、次のように述べる。

現代は数十年にわたる資本主義の黄金時代が過ぎ去り、福祉国家が困難に直面している。それは、労働市場と家族が機能不全に陥っていることと密接に関連している。過去の輝かしい成長率を再現することは期待できないが、それでも私たちは過去と比べてはるかに豊かである。現代は慢性的な失業に苦しんでいるが、過去と比べると女性も含めてはるかに高い労働市場参加率を背景にしている。

福祉国家の危機から私たちは3つの教訓を引き出した。<sup>\*38</sup> 第1の教訓は、福祉国家が抱える問題は常に変化しているということである。1981年と97年のOECDの国際会議におけるテーマは大きく異なっていた。第2の教訓は、これまでの危機は時と共に消滅したということである。これは、各国の問題解決の努力が身を結んだためである。1960年代から70年代にかけて、給付の適正水準の確保と不平等の是正を行い、アファーマティブ・アクションの時代、貧困撲滅プログラムの時代、全般的な給付引き上げの時代、社会的シティズンシップ(citizenship)を強固にしていった時代を経験した。これは中国では文化大革命の時代(1966~1976年)であった。しかし、この時代の平等主義的な要求が第3の危機の引き金を引いた。公共支出の増大により政府の過重な負担が生じたのである。ただし、80年代以降は社会的支出の伸びはどの国でも停滞している。最大の悩みは硬直性である。

第3の教訓は、現在の危機が今までのような福祉国家の内部の原因からではなく、外部からの衝撃によることを明らかにしたことである。新たなグローバル経済が、財政政策や金融政策の効果を阻害し、雇用と賃金の大きな柔軟性をもたらした。未熟練労働者に対して賃金と社会給付の引き下げを強制し

---

\*38 アンデルセン『ポスト工業経済の社会的基礎』22頁の表参照。

ている。これに、人口の高齢化、家族の不安定化、世帯内の伝統的なケア能力の低下、貧困のリスク増大が拍車をかけている。しかし、やがて各国の努力が、これらの問題を少しずつ解決していくかもしれない。財政の硬直性が危機の唯一の深刻な徵候である。福祉国家は、弾力性が必要とされているのに、あまりに多くの保護を生みだし、格差が時代の命令とされているのに、過度の平等を生みだしている。<sup>\*39</sup>

アンデルセンが「ポスト工業経済の社会的基礎」を書いたのは、3つの議論を追求することが目的であった。

- ① 福祉レジームを形成する労働市場、家族、国家の比較検討。
- ② 過去の社会に起源をもつリスク構造が劇的に変化していることの認識。
- ③ 新しいリスクが、労働市場と家庭の両方で展開している革命によって主として生み出されたこと、マクロの力とミクロの力によるもの、女性の経済的な選択によるもの、であることを明らかにすること。

アンデルセンは、ポスト工業社会が規制緩和によって雇用を生み出す一方で、強力な社会的保護によって大量の失業を生み出していることを指摘し、それを「主たる矛盾」と呼んでいる。これに付随的ディレンマとして、少子化均衡、低賃金・低技能均衡をあげている。

アンデルセンは「家庭経済こそ、ポスト工業社会の主要なディレンマの解決にとって中心となるものであり、ポスト工業社会の最も重要な社会的基盤である」という仮説をたてる。アンデルセンが検討しようとするのは、「福祉資本主義」から「ポスト工業社会」への移行期である。

戦後のケインズ主義の受容と福祉国家の成立は社会問題を解決したようにみえた。平等はより個別化され、社会的移動のチャンスの問題となった。福祉資本主義は4つの革新を行った。

- ① 普遍的シティズンシップを約束した。
- ② 完全な民主主義を実現した。

---

\*39 アンデルセン前掲書22~24頁。

③ 労働組合と現代産業関係システムを承認し強化した。労使の利益調整を行った。

④ 教育を受ける権利と大衆教育システムを拡大した。

社会的シティズンシップが、かつての階級の団結に取って代わった。自由放任主義は脇に追われ、機会均等を求める闘いにおいて自由主義者は社会民主主義者と手を結んだ。

一方で、日本や殆どのヨーロッパ大陸諸国では、自由主義も社会主義も、その保守主義的な競争相手（コーポラティズム、儒教、カトリック）と比べて周辺的なものにとどまっていた。日本においては、ナショナリズム、集団主義、非宗教等、いずれにしても非個人主義が依然として大きな力をもって<sup>\*40</sup>いた。

このような中で、今までの政治経済学には弱点があった。まず、公正と平等の間の本質的な緊張関係を過小評価していた。そして、平等主義のアジェンダ agenda を書き換えるための公式を持っていない。こうして、福祉国家は3方から同時に攻撃されている。既得権の不可侵性を訴える人々から、経済的効率性を高めようと主張する人々から、最後に、福祉国家の解体を主張する人々からである。<sup>\*41</sup>

### 3) 政治経済学の方向

アンデルセンの分析はきわめて興味深い。これらの議論を踏まえると、今後の政治経済学の理論的アプローチとしては、以下のふたつの方向が実り豊かである可能性が高いように思われる。第1は、ヨーロッパの制度学派の流れを汲むシュンペーター、ウェーバー、ポラニーの行った分析方法である。彼らは歴史的事実を人々の社会的意識（心理）と関連させながら分析した。決して歴史の発展法則を根拠にするものではない。第2は、マルクス主義に

---

\*40 前掲書26～31頁。

\*41 前掲書32～33頁。

起源をもち、階級的視点からとらえるものである。ただし、歴史の発展法則やプロレタリアの階級意識をそのまま根拠にするものではない。歴史の変化についてはさらなる分析が必要である。階級意識については、生産手段の所有形態による区分ではなく、労働者が保有する知識と技能（受けた教育の水準）による区分の方が決定的であるようと思われる。